

「小瀬川河川整備懇談会」設立趣旨

平成9年の河川法改正に伴い、これまでの「治水」「利水」に加えて「河川環境の整備と保全」が法の目的に追加されました。

また、河川管理者である国土交通省は、これまでの「工事実施基本計画」に代わって、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「河川整備基本方針」と今後20～30年間の具体的な河川整備の目標や河川整備の内容を示す「河川整備計画」を策定することになりました。

国土交通省では、平成20年3月に社会資本整備審議会河川分科会の審議を経て「小瀬川水系河川整備基本方針」を策定しました。

これを受けて、中国地方整備局では、「小瀬川水系河川整備計画（国管理区間）」を策定するために河川整備計画の案について、学識経験者からご意見を聴く場として、「小瀬川河川整備懇談会」を設置するものです。